

淡路文化会館ライブラリー利用規程

(趣旨)

- 1 この規程は、淡路文化会館が所有する図書及び視聴覚資料等（以下、「資料等」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

- 2 資料等の利用ができる者は、淡路文化会館を利用する個人及び団体とする。

(利用の方法)

- 3 利用の方法は次に掲げる方法とする。

(1) 館内閲覧

- ・資料を閲覧する場合は、別に定める利用申請書（様式1）に必要事項を記入する。
- ・閲覧場所は本館2階「伝統文化コーナー」とする。
- ・閲覧時間は淡路文化会館が開館している時間内とする。

(2) 館外貸出し

- ・貸出しを受ける場合は、別に定める利用申請書（様式1）に必要事項を記入する。
- ・貸出し点数は7点までとする。ただし、館長が認めた場合は7点を超えて貸出せるものとする。
- ・貸出しを受けた者が資料等を返還するときは利用申請書と照合・確認の上返還するものとする。

(貸出しできない資料等)

- 4 次に掲げる資料等は貸出しを禁止する。ただし、館長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 寄託資料等で貸出しを制限されたもの
- (2) 特に損傷し、または減失しやすい資料等
- (3) その他、館長が貸出しを不相当と認めた資料等

(利用者の遵守事項)

- 5 資料等を利用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 資料の貸出しを受けたものは、受けた日から2週間以内に返還しなければならない。ただし、館長が特に必要と認めるときは、その指定する日に返還するものとする。
- (2) 館長は、業務上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず当該資料等の返却を求めることができる。
- (3) 利用する資料等の取り扱いについては、破損及び紛失等のないように扱わなければならない

ならない。

(損害の弁償)

- 6 利用するものが資料等もしくは設備機器等を損傷または紛失したときは、現品または相当の対価をもって弁償しなければならない。

(利用の制限)

- 7 この規程に違反した利用者に対して、館長は資料等の利用の禁止を命ずることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日より施行する。

(兵庫県立淡路文化会館郷土資料等の図書及び視聴覚教材貸出要項及び淡路視聴覚ライブラリー利用規則の廃止)

- 2 兵庫県立淡路文化会館郷土資料等の図書及び視聴覚教材貸出要項は、廃止する。

視聴覚ライブラリー利用規則(昭和45年兵庫県教育委員会規則第17号)は、視聴覚ライブラリー利用規則を廃止する規則(平成20年兵庫県教育委員会規則第2号 平成20年4月1日施行)により廃止となる。

(以下、廃止された要項・規則を「旧規程」という。)

- 3 この規程施行の際現に旧規程により登録及び貸出しを受けている個人及び団体は、この規程により貸出しを受けているものとみなす。